

大原大学院大学研究活動における不正行為防止の実施体制に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、大原大学院大学(以下「本学」という。)で行われる研究活動における不正行為の防止の実施体制について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、以下の各号に規定する用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 研究者 本学に所属する教員で本学において研究活動を行う者及び本学の諸規則の定めにより研究活動を行う者として本学が受け入れた者をいう。
- (2) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究者が行う研究活動において、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係る以下の行為をいう。
 - ① 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ② 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ③ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - ④ その他 学長が、研究倫理委員会の意見を聴いた後、研究活動に係る不正行為に該当すると判断した行為。

第2章 研究活動における不正行為の防止の実施体制

(責任体系の明確化)

第3条 本学に、不正行為の防止に係る責任者として、以下の者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者

2 研究倫理委員会は、最高管理責任者の指示の下に、不正行為の防止計画推進部署として、不正行為を防止するための計画(以下「不正防止計画」という。)に基づいて、本学全体の具体的な対策の企画、実施及び結果の検証を行う。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、不正行為防止について本学全体を統括し、その最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、研究倫理委員会委員長とする。

2 統括管理責任者は、不正行為の事前防止等について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(不正行為に関する相談窓口)

第6条 不正行為に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を研究倫理委員会委員である専任職員とする。

(研究データの保存、管理、開示の義務)

第7条 研究者は、万一不正行為の疑いを受けた場合に、その自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有するために、研究データを5年間保存し、適切に管理することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保する。また、当該研究データの開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究者の意識の向上)

第8条 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示の下に、不正行為の防止に対する意識の向上を図るために、研究倫理教育の研修等を定期的を開催する。

2 研究倫理委員会は、不正を発生させる要因を把握し、不正への対応を研修会で周知する。

3 研究者は、前項の研修等に参加し、不正行為の防止等に対する意識の向上に努めなければならない。

(不正防止計画)

第9条 不正防止計画は、最高管理責任者の承認を得て、研究倫理委員会が立案し、教授会で決定する。

2 教授会で決定した不正防止計画は、本学のウェブサイトで公表する。

第3章 不正行為に係る本学の対応

(不正行為に係る本学の対応)

第10条 不正行為に係る本学の対応は、通報等の受付、調査、認定、是正措置、公表等とする。

(通報等受付窓口の設置)

第11条 不正行為への厳格な対応並びに法令違反等に対するけん制及び早期発見のために、不正行為（不正行為となるおそれのある行為を含む。）に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受け付けるため、通報等受付窓口（以下「窓口」という。）を研究倫理委員会委員である専任職員とする。

(細則)

第12条 前2条に規定するもののほか、不正行為に係る本学の対応について必要な事項は、「大原大学 院大学研究活動における不正行為への対応に関する細則」の定めるところによる。

第4章 補則

(定めのない事項)

第13条 この規則に定めのない事項については、最高管理責任者が決定する。

(所管)

第14条 この規則は、研究倫理委員会が所管する。

(改廃手続)

第15条 この規則の改廃は、教授会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。